

発 言 通 告 書

令和4年9月7日

松山市議会議長 渡部克彦 殿

松山市議会議員 向田将央

次のとおり通告します。

発言順位	3	受領日時	9月7日 午後 4時 30分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 30 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・農業委員会会長	・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	健康に年を取ろうとしているお年寄りが努力を続けたいような取組について	お年寄りが生き生きと地域で人生を送るためには健康維持が大切なことと思うが、本市では生きがいや健康づくりの動機づけとなるような取組をしているか。高齢者の皆さんが今以上に健康に関心を持ち、より健康で長生きすることのできる市民の皆様が増えれば、本市の財政も楽になるし、現役世代の負担もそれだけ楽になると考えるが、本市が実施している取組を問う。
2	本市の条例制定やパブリックコメントに関するあるべき姿について	(1)本市では市長が条例案を市議会に提出する際、どのような手順で作成しているのか。 また、条例案の作成には、どのような組織や、どのような人たちが関わり、どの程度の期間が必要なのか。 さらに、条例案提出までの手順は、松山市役所の各部署全体で共通のものなのか、それとも部署によって異なるものなのか。 (2)パブリックコメントは、どのようなときに実施されるのか。 また、実施については誰が決定し、集計期間が終わった後は、どのように取り扱われているのか。分析もすると思うが、どこか専門機関を入れて分析を行っているのか。 さらに、パブリックコメントは、集計が終わった後、どのようにして市民に対する周知を行っているのか。現在、本市のホームページでパブリックコメントの実施結果が閲覧できるのは2件だけで、それ以外のパブリックコメントを確認することができないが、一定期間過ぎると、パブリックコメントは閲覧することができないようになっているのか。 (3)私が質問した堀之内地区城山公園の利用方法についても、墓地条例についても、ホームページ上からは既に関連することができなくなっている。パブリックコメントを実施したことさえ載せないのでは、本市が都合の悪い情報を隠そうとしているのではないかと市民の皆様は勘ぐられてしまわないか。古い過去の情報についても継続し

No.	件 名	発 言 の 要 旨
		<p>て閲覧できるようにしたり、もっと市民の皆様が情報にたどり着きやすいよう、工夫すべきではないか。本市としてどのように考えているのか、見解を問う。</p>
3	通級指導教室と教育行政について	<p>(1) 通級指導教室は、先生の配置など、最終権限は県にあるものの、教室の設置要請自体は本市から県に対してしているとのことだが、通級指導教室について、市民の皆様に分かりやすいように説明を求めらる。</p> <p>(2) 本市で通級指導教室という仕組みが導入されている学校と、そうでない学校があるのはなぜなのか。</p> <p>また、通級指導教室という仕組みがない小学校に来年度入学を希望する御両親から、通級指導教室の導入を要望したが本市に断られたという相談を受け、本市に問い合わせたところ、「通級指導を希望するお子さんが学校に一人しかいない場合に、通級指導教室が設置された事例はない」という返答があったが、事例がないことを理由にしては、いつまでたっても導入されないままではないか。御両親が「要望を拒否された」と感じてしまうような対応をしたのはなぜなのか。</p> <p>また、もしこのお子さんに、ほかに取り得る選択肢があるようなら示してほしい。</p> <p>さらに、教育委員会として、「市民に寄り添う姿勢」とは、どのような姿だと考えているのか、見解を問う。</p>
4	市長が考える、望ましい市役所と風通しの良い地域行政について	<p>市長は、松山市役所と松山市民との関係性として、どのような関係性が望ましいと考えているのか。</p> <p>また、市民の立場に立った風通しの良い地域行政の在り方とは、どのような姿だと考えているのか。</p> <p>さらに、そのような行政を実現するために、松山市役所内において、部署をまたいだ部署間の関係性及び同じ部署内における上司と部下の間柄として、どのような姿勢が望ましいと考えているのか、見解を問う。</p>